

令和8年度保育施設入所選考基準指数表

【指数表】

認定要件	保護者の状況		指数	No.
不存在	両親が存在しない（死亡、離別、行方不明、拘禁等）		10	ア
就労	外勤 自営中心者	月140時間以上を常態としている場合	10	イ
		月120時間以上を常態としている場合	9	ウ
		月90時間以上を常態としている場合	8	エ
		月60時間以上を常態としている場合	7	オ
	自営協力者	月140時間以上を常態としている場合	6	カ
		月120時間以上を常態としている場合	5	キ
		月90時間以上を常態としている場合	4	ク
		月60時間以上を常態としている場合	3	ケ
内職		3	コ	
病気・負傷・障がい	入院	1ヶ月以上の入院加療を要する場合	10	サ
	在宅	自宅での療養が必要な場合（診断書有）	8	シ
妊娠・出産	妊娠中	妊娠中で安静、加療を要する場合（診断書有）	8	ス
	産前・産後	産前・産後で休養を要する場合	4	セ
育児休業中の新規利用 （3歳児クラス以上に限る）	申請年度中に復職する場合		8	ソ
	申請年度中に復職する予定がない場合		3	タ
同居親族等の看護・付添い	要介護3以上、身体障害1級、精神障害1級、療育手帳A判定を受けている方を常時介護・看護している場合		8	チ
	上記以外の場合		5	ツ
就学	月60時間以上の就学が決定している場合		5	テ
	職業訓練施設またはこれに準ずる技能施設に月60時間以上通所する場合		6	ト
災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害により、自宅の復旧にあたっている場合		10	ナ
求職中	求職活動を行っている場合		1	ニ
その他	上記以外で、明らかに保育を必要とし、児童福祉の観点や子どもの発達支援のために小牧市長が特に必要と判断した場合		別途判断	又

【調整表】

調整	状況	指数	No.
調整1	産後休業明けまたは育児休業明け	+1	A
	求職中だがハローワークカードがある場合	+1	B
調整2	最低賃金を下回る等、就労に対する適正な対価の支払がない場合	-3	C
調整3	児童の虐待防止等に寄与するため、特別の支援を必要とする世帯と認められる場合	+30	D
	ひとり親家庭または、両親が存在しない世帯	+5	E
	きょうだいが在園児・きょうだいで申請している場合（2人（多胎児（双子）を除く）） ※卒園予定者及び両親のいずれかが求職中の場合を除く	+1	F
	きょうだいが在園児・きょうだいで申請している場合（3人以上または多胎児（双子、三つ子等）） ※卒園予定者及び両親のいずれかが求職中の場合を除く	+3	G
	小規模保育事業の卒園者（4月の入園選考に限る）	+2	H
	生活保護受給世帯	+1	I
調整4	入園決定を辞退した場合（配慮が必要な乳児（0～2歳児）の場合は除く） ※当該年度に限る。	-3	J

- ・ 指数表の点数に、調整表の点数を加減した点数で判定します。
- ・ 指数表は同一世帯の中で最も指数の低い人で判定を行い、調整表は該当する最も点数の高いものを調整1～4から各1個選択します。
- ・ 「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」場合は指数点を1点、調整点を0点とします。
- ・ 就労状況については、証明書に記載された直近3ヶ月の実績を基に判断します。3ヶ月の実績が確認できない場合は、カ～ケにて判断します。
- ・ 就労時間は、残業時間を含まず休憩時間（1日1時間上限）を含んだ規定の時間を指します。
- ・ 就労時間が月によって異なる場合は、平均的な就労時間で判断します。
- ・ 点数が同数の場合は、裏面の順に優先します。
- ・ 複数の認定要件に該当する場合は、主たる要件で判断します。
- ・ 待機児童解消に向けて、市内の保育従事者について指数の加算をする場合があります。
- ・ 配慮が必要な乳児とは、身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方または、発達に係る診断を受けている方とします。

保育施設入所選考基準の指数が同数の場合等の取扱基準

保育施設等利用申請があり、指数が同数で並んだ場合は、下記の表の順で優先します。

【指数が同数の場合の優先順位】

1	指数点（調整点を抜いた点）が高い児童
2	希望園数が3つ以上ある児童
3	調整点の「産後休業明けまたは育児休業明け」に該当する児童
4	調整点の「ひとり親家庭または、両親が不存在の世帯」に該当する児童
5	調整点の「きょうだいが在園児・きょうだいで申請している場合」に該当する児童
6	調整点の「生活保護受給世帯」に該当する児童
7	調整点の「求職中だがハローワークカードがある場合」に該当する児童
8	調整点の「小規模保育事業の卒園者」に該当する児童
9	施設の希望順位が高い児童
10	世帯の所得が低い児童（※）
11	保育料・給食費の滞納がない世帯

（※）所得とは、合計所得額をいう。また未申告や所得が確認できない場合は最下位として扱う。